



医療費が高くなったら (高額療養費の支給)



医療機関に支払った1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費に該当する人は、超えた分が高額療養費として支給されます。

ただし、70歳未満と70歳～74歳の人では、自己負担限度額などが異なります。

◆70歳未満の人の場合

窓口負担が自己負担限度額を超えたとき、超えた分が高額療養費としてあとから払い戻されます。

なお、入院の場合は、「限度額適用認定証」(上位所得者・一般)、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(住民税非課税)を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。国保の窓口で交付申請をしてください。

※入院時に「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示がない場合は、自己負担限度額を超えた分があとから払い戻されます。

●自己負担限度額(月額)

上位所得者	$150,000円 + (医療費 - 500,000円) \times 0.01$	<83,400円>
一般	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 0.01$	<44,400円>
住民税非課税	35,400円	<24,600円>

※ < > 内の金額は、過去12か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

◆70～74歳の人の場合

外来の場合は、窓口負担が外来の限度額を超えた分もいったん支払い、超えた分が高額療養費としてあとから払い戻されます。入院の場合は、入院の自己負担限度額までの支払いとなります。

また、すべての外来・入院の窓口負担は世帯合算の対象となります。

●自己負担限度額(月額)

	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 0.01$ <4回目以降は44,400円>
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円
		15,000円

※70歳以上の方の入院の場合、窓口での負担は世帯単位の自己負担限度額までとなります。ただし、低所得I・IIに該当する方は、大崎町役場国民健康保険係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて、入院の際に医療機関に提示する必要があります。